

田上町公共施設照明設備LED化業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

田上町（以下「本町」という。）は、田上町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成及び公共施設のコスト削減のため、公共施設照明設備LED化業務（以下「本業務」という。）を行うにあたり、本業務に必要な専門的知識及び高度な技術力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により、受託候補者として選定するため必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 田上町公共施設照明設備LED化業務委託
- (2) 対象施設 仕様書「1 対象施設」のとおり（7施設）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年2月28日まで
- (4) 提案上限額 125,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 業務の内容
 - ア LED照明導入に係る現地調査業務
 - イ LED照明導入に係る施工計画作成業務
 - ウ LED照明器具・ランプの調達及び設置業務
 - エ 既存照明器具等の撤去、運搬及び廃棄業務
 - オ その他上記に関連する業務

3 参加資格等

- (1) 参加者の構成
 - ア 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する事業者又は複数の事業者で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。
 - イ グループで参加する場合は、構成員の中から代表者を1者選定するものとし、その代表者が本町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続を行う。その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。

なお、各構成員は、他のグループの構成員として参加することはできない。
 - ウ 参加申請時に参加者の構成員を明らかにすること。
- (2) 参加者の資格
 - ア 参加者（グループの場合は代表者）は、次の全ての要件を満たすこと。
 - ア 参加申請書の提出時において、令和8・9年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - イ 令和3年4月以降において、国又は地方公共団体が実施する類似事業（業務委託又は賃貸借のいずれか）の実績があること。

4 スケジュール

内 容	期間等
1 公表	令和8年3月25日(水)
2 質問書提出期限	令和8年3月31日(火)
3 質問に対する回答	令和8年4月10日(金)
4 参加申請書提出期限	令和8年4月24日(金) 15時必着
5 企画提案書提出期限	令和8年4月30日(木) 15時必着
6 プレゼンテーション	令和8年5月12日(火)
7 選定結果通知	令和8年5月下旬
8 仮契約締結	令和8年6月中旬
9 本契約締結	令和8年7月中旬

5 参加申請書の提出

参加者は、次により参加申請書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年4月24日(金) 15時必着
- (2) 提出方法
持参、郵送又は電子メール
- (3) 提出書類
ア 参加申請書(様式第1号)
イ 会社概要(様式第2号)

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書(様式第3号)」により電子メールで提出すること。

- (1) 提出先等
ア 送信先 田上町総務課メールアドレス t2223@town.tagami.lg.jp
イ 件名 「田上町LED化業務に関する質問(事業者名)」
- (2) 提出期限
令和8年3月31日(火) 15時必着
- (3) 回答方法
令和8年4月10日(金) 17時までに参加者全員に電子メールで回答する。
- (4) その他
ア 質問は、企画提案書等の作成に関するものに限る。
イ 回答した内容は、仕様書等の追加・修正等とみなす。

7 企画提案書の提出

参加者は、募集要項及び仕様書に従い、次により企画提案書を提出すること

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 事業効果試算表（様式第4号）
- ウ 事業効果試算表内訳書（任意様式）
- エ 提案金額見積書（様式第5号）
- オ 使用機器提案書（任意様式） ※製品パンフレットなどでも可

(2) 提出方法等

- ア 提出方法 各11部を持参又は郵送
- イ 提出先 田上町総務課
- ウ 提出期限 令和8年4月30日（木）15時必着

(3) 企画提案書の記載内容等

- ア 募集要項「10 審査項目及び採点基準」に定める審査項目毎に具体的に記載すること。
- イ 別紙「既設照明器具リスト」を基に積算のうえ、提案書を作成すること。
- ウ 事業効果試算表（様式第4号）の電気料金は、東北電力業務用電力にて積算し、基本料金は1,745.645円/kw、電力量料金は24.91円/kwh（再エネ賦課金3.98円含む）とし、燃料費調整額は含めずに積算すること。
- エ 事業効果試算表（様式第4号）及び提案金額見積書（様式第5号）は、消費税及び地方消費税を含めた価格を記入すること。
- オ 仕様書で定めるもののほか、本業務に関して本町にとって有益性のある提案があれば記載すること。

(4) 留意事項

- ア 照明器具姿図又は照明配置図が必要な場合は、申出により閲覧に応じる。
- イ 企画提案書に記載した事項は、提案金額内で実施できることを確約したものとみなす。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和8年5月12日（火） ※時間及び場所は別途通知します。

(2) 実施方法

- ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- イ プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。
- ウ 所要時間は、50分程度（説明30分以内＋質疑20分程度）とする。
- エ 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。スクリーンへの投影不可。

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において審査し、評価点数の最も高い点数の提案者を受託候補者として選定する。評価点数が同点の場合は、見積書の金額が安価な提案者を選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

評価点の6割を最低基準点とし、合計点がこれに達しない場合は、選定の対象としない。

選定委員会の組織・運営に関する事項は、田上町外部委託等審査委員会の規定を準用する。

(2) 選定結果の通知

プレゼンテーションを行った全参加者に、受託候補者名及び評価点数、応募者の評価点数及び順位を電子メールで通知する。

なお、選定結果の内容に対する質問や異議には一切応じない。

10 審査項目及び採点基準

(1) 審査項目・配点

審査項目	審査事項	配点
①実施体制	事業を円滑・確実に遂行できる体制、経営基盤であるか。	10
	国又は地方公共団体との間に同種の業務経験を有しているか。	10
②調査・設計・施工	事業計画は具体的で実現性を有し、計画どおり遂行できる能力を有しているか。	10
	工事中における工程管理、品質管理及び安全管理等の留意点等が記載されており、工事履行に関する信頼性があるか。	10
③使用機器	機器等は、累積製造・販売実績（台数・年数）を十分有するメーカー製品を採用しているか。	10
	施設の特性を踏まえ、設置場所ごとに適切な照明器具が選定されているか。	10
④事業効果	電力消費量及びCO ₂ 排出量削減効果が高い提案となっているか。 また、費用対効果の高い提案であるか。	10
	町内業者の積極的な活用など地域経済の活性化に配慮しているか。 その他本町にとって有益な提案があるか。	10
⑤見積額	配点×最低提案額÷提案額	10
	提案内容に対する見積額は適正か。	10
合計		100

(2)採点基準

評価	評価基準	採点
S	特に優れている（要求水準大きく上回り、実現性も高い）	配点×1.0
A	優れている（要求水準を上回り、実現性も高い）	配点×0.8
B	標準（要求水準を満たしている）	配点×0.6
C	やや劣っている（実現性に一部不安な点がある）	配点×0.4
D	劣っている（実現性に不安な点がある）	配点×0.2

11 契約に関する事項

- (1) 本プロポーザルにより受託候補者として選定された事業者と本町との間で締結に向けた協議を行い、合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が整わない場合は、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。
- (3) 契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第75号）第2条に規定する予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負に該当する契約について、当初は仮契約とし、町議会での議決を経たときに本契約とする。

12 その他の事項

- (1) 本公募に参加する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。また、止むを得ない理由により本公募が中止された場合においても、それまでに要した費用を本町に請求することはできない。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 業務完了後は、次の書類を提出すること。
 - ア 工事完了届
 - イ 工事写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
 - ウ LED照明器具設置一覧及び設置製品のカタログ、取扱説明書
 - エ 照度測定結果
 - オ 撤去物品、施工時に発生した廃材等を適法に処分したことが確認できる書類

13 提出・問い合わせ先

〒959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町役場総務課 政策推進室

TEL : 0256-57-6222 FAX : 0256-57-3112

E-mail: t2223@town.tagami.lg.jp

田上町公共施設照明設備LED化業務委託 仕様書

1 対象施設

No.	施設名	所在地	施設担当課
1	田上町役場 庁舎	田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地	総務課
2	田上小学校	田上町大字田上乙 333 番地	教育委員会
3	羽生田小学校	田上町大字羽生田乙 555 番地	教育委員会
4	田上中学校	田上町大字原ヶ崎新田 2700 番地	教育委員会
5	学校給食共同調理場	田上町大字原ヶ崎新田 2700 番地	教育委員会
6	竹の友幼稚園	田上町大字原ヶ崎新田 1978 番地 1	教育委員会
7	田上町総合保健福祉センター	田上町大字原ヶ崎新田 3071 番地	保健福祉課

2 更新対象設備

別紙「既設照明器具リスト」のとおり

3 仕様

(1) 照明器具に関する仕様

- ア 既設照明設備と同等以上の仕様（照度、色温度等）で、著しく意匠が変わらないものを基本とし、設置場所ごとに適切な照明器具を選定すること。
- イ 消費電力量及びCO₂排出量の大幅な削減を実現できる製品を選定すること。
- ウ 本業務におけるLED照明器具の更新は、管球交換を基本とし、管球取付にあたっては、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行いLED照明に取り替えること。この場合、安定器の撤去は求めない。
- エ 日本国内メーカーの製品であること。複数のメーカーからの調達を妨げない。
- オ 照明器具及び光源（LED）は未使用品であること。
- カ 光源（LED）寿命40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。

(2) 更新作業に関する仕様

- ア 受託者は、受託者の責任のもと、優先的に町内の電気事業者等により施工するものとし、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。
- イ 工事着手前に現場調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに本町担当者に報告し、協議すること。
- ウ 施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。
- エ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。

オ 劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。

カ 取り外した照明器具及び管球類は、受託者が責任をもって処理すること。

(3) その他

ア 本業務は、別紙「既設照明器具リスト」に記載した照明器具すべてを更新するものであるが、既にLED照明器具である場合には、既設流用するものとする。

イ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引いている照明器具がある場合は、本町担当者及び施設管理者に報告しLED照明器具への更新の指示を受けること。

ウ 今後の改修及び修繕等に配慮した提案とすること。

エ 本仕様書に定めのない事項については、別途協議して定める。